

# 平成22年度第1回新潟市障がい者施策推進協議会会議録（要旨）

○日 時：平成22年11月26日（金）午後3時30分～

○会 場：白山会館 2階 胡蝶の間

○出席委員：14名（欠席委員1名）

オブザーバー：1名

関係課：児童相談所，こころの健康センター，各区健康福祉課長

事務局：福祉部長，障がい福祉課長

## 1. 開会宣言

## 2. 福祉部長挨拶

## 3. 議事

### （1）障害者権利条約，（仮称）障がい者基本条例について

（島崎会長）

改めまして、お疲れさまでございます。委員の皆様、講演会に引き続き協議会もどうぞよろしくお願ひいたします。

新任の山本委員におかれましては、お忙しいことと存じますけれども、ご協力いただきますようよろしくお願ひいたします。

また、黒岩先生には新潟市までお運びいただき、貴重なお時間をオブザーバーという形で協議会にご参加いただきましたこと、本当にありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。4時半くらいまでは議題1で、先生からご意見をいただいたり、ご助言をいただいたりできればと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

本日は今年度最初の施策推進協議会となります。先ほどありましたように、昨年度に引き続いて、（仮称）新潟市障がい者基本条例については、先ほど協議会の勉強会の位置づけとして開催いたしました講演会において、本協議会の委員の皆様、当事者の皆様をはじめといたしまして、一般市民、関係者からご参集いただけたと思います。そういったところとかかわりながらネットワークを作っていくながら、幅広く活発な議論が行われて、策定の方角に向けて具体的な意見をまとめていければと思っております。

さらに、平成24年度から次期障がい者福祉計画も控えております。先ほど黒岩先生からお聞きしたように、国内法の整備が今後進んでいくと思われまふ。そういった国の動向もよく見

据えながら、新潟市の計画策定についても準備を行っていきたいと思っております。委員の皆様方と事務局と協力しながら、これらのことについて審議を進めていきたく思いますので、奇譚のないご意見をお出しいただきながら、円滑な議事進行になりますようご協力いただければと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、次第にありますように、今日は議題が四つ出されております。それを順次協議していきたいと思っております。

まず、議題1「障害者権利条約、(仮称)障がい者基本条約について」です。先ほど黒岩先生からお話をお聞きし、また、貴重な資料もいただきました。そこと重なる部分もあろうかと思いますが、これについては幾重にも理解を深めていく機会を持つことが大事だと思っております。今年3月のこの会議以降、国が今後どのように取り組んでいくのかという方向性を、特に6月に示されておりますけれども、そのあたりについての情報を事務局から、資料によりご説明いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

(事務局：佐藤)

皆様、お世話さまでございます。私は障がい福祉課長の佐藤でございます。

私から、国内法の整備にかかる国の動きなどにつきまして、先ほどの黒岩先生のお話と重複する部分が多ございますが、簡単に説明させていただきます。

資料1-1「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について(閣議決定)」という資料と、資料1-2の「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について(概要)」をご覧いただきたいと思っております。

今年3月に当協議会で障害者権利条約と(仮称)新潟市障がい者基本条例についての条約の合理的配慮や、条例の法令の関係等についてご説明させていただき、ご意見をいただき、今後の取り組みについてもご意見をいただいたところでございます。その後の国の動きでございますが、国の障がい者制度改革推進会議において、6月7日に「障害者制度改革の推進のための基本的な方向(第一次意見)」がまとめられております。これは、先ほどの黒岩先生のレジメの一番最後に概要がついているものであります。

それを受けまして、6月29日に「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」が閣議決定され、障がい者制度改革に向けた基本的な取り組みの方向性が示されたところでございます。資料1-1がその閣議決定の全文でございます。資料1-2がその概要版ということで、内容を1枚にまとめたものでございます。

若干ご説明させていただきますと、資料1-2を見ていただくと、閣議決定された内容といたしましては、第一に、障害者制度改革の目的・基本的考え方ということで一番上に出ておりますが、第一次意見で出ているものを最大限尊重し決められたものでございまして、「障害の

有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現」ということが基本的な考え方になっております。

第二として、障害者制度改革の基本的方向と今後の進め方ということで、大きく三つに分かれております。一つ目が「基礎的な課題における改革の方向性」、二つ目が「横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方」、三つ目としては右側にありますが、「個別分野における改革の基本的方向と今後の進め方」という形で構成されております。

1 番目の基礎的な課題における改革の方向性につきましては二つに分かれておりまして、(1) 地域生活の実現とインクルーシブな社会の構築、(2) 障害のとらえ方と諸定義の明確化、こういうものをしていくということで伺っております。

2 番目の横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方。これは先ほど黒岩先生のご講演の中にもありましたが、今後のいろいろな、障害者基本法をはじめとした法整備の考え方、時期等について記載されてあります。

まず(1) 障害者基本法の改正と改革の推進体制ということで、これにつきましては、第一次意見に沿って検討し、平成 23 年に法案提出を目指す」ということになっております。この 9 月 6 日の 19 回目の推進会議から検討が始まりまして、10 月 12 日に内閣府から総則部分のたたき台が示されております。権利条約を基に、障がい者を権利の主体とした法律に抜本改正するということが基本になっております。

その後(3)「障害者総合福祉法(仮称)」の制定。これも第一次意見に沿って検討し、平成 24 年に法案提出、平成 25 年 8 月までの施行を目指すということです。これは総合福祉部会で、作業チームが六つほどあるようですが、精力的な検討が進められておりまして、平成 23 年の夏までに骨格が示されることになっております。

その上の(2) 障害を理由とする差別の禁止に関する法律の制定等ということで、いわゆる差別禁止法は平成 25 年の法案提出を目指すということです。今年の 11 月 22 日に差別禁止部会が設置されて検討が始まったという状況になっております。

それらと合わせまして、右側の「個別分野における基本的方向と今後の進め方」ということで、これは 11 項目ございます。(1) 労働及び雇用、(2) 教育、(3) 所得保障、(4) 医療、(5) 障害児支援、(6) 虐待防止、(7) 建物利用・交通アクセス、(8) 情報アクセス・コミュニケーション保障、(9) 政治参加、(10) 司法手続、(11) 国際協力ということで、閣議決定の中では、この個別分野につきましては、改革の集中期間内に必要な対応を図るよう、横断的課題の検討過程や次期障害者基本計画の策定期間等も念頭におきつつ、改革の工程表や検討期間を定め、事項ごとに関係府省において検討し、所要の期間内に結論を得たうえで、必要な措置を講じるということで、この改革にあわせまして、当然、基本法等だけでは、権利条約

の中には労働分野、教育分野などさまざまございますので、このような個別分野についても検討を進めて対応できるようにしていくという構成になっております。

障害者制度改革推進会議は現在まで26回行われておりまして、閣議決定後、先ほどの講演でも虐待防止のお話もございましたが、第16回の7月12日が虐待防止などの有識者ヒアリングなども行われまして、黒岩先生も有識者の一人として説明に参加されておられるということです。今ほど申し上げましたが、9月以降は障害者基本法の改正に向けた検討が現在も進められております。今後、第一次意見を踏まえて、障害者基本法の改正などの重要な問題につきましては、第二次の意見が12月末までに取りまとめられる予定になっております。それに基づき、先ほど先生のレジメにございましたが、障害者基本法の抜本的な改正が具体的に進められる動きになるということです。

閣議決定の内容につきましては、大分量もございますので、お時間があるときに見ていただければと思います。

簡単な説明ですが、以上でございます。

(島崎会長)

ありがとうございました。

講演会で先生からお聞きしたこと、今、ご説明がありましたけれども、資料1-1、資料1-2にあるような、6月の閣議決定ですとか、12月に第二次意見が出されるという国の状況も受けて、今日、黒岩先生のお時間をちょうだいしておりますので、黒岩先生との意見交換をしながら、新潟市として、今後、どのような形で障がい者基本条例を策定するのか、あるいは施策を展開していくのか、取り組みの方向性についてもこの協議会で議論してまとめていただければと思っております。

まず、ご講演を受けて、黒岩先生にもう少しお話をお聞きしたい、あるいはこの部分についてどうなのだろうかということがありましたら、委員の皆様からお出しいただきたいと思えます。新潟市だけではなくて、地方自治体が条例を制定することの意義、あり方、このようにしていったらいいのではないだろうかというようなご助言の含めてお聞きできればと思います。委員の皆様からはそういうことも含めてご質問、ご意見等がございましたら、貴重な時間ですので、ぜひお出しいただければと思います。いかがでしょうか。

(遁所委員)

今日は講演をありがとうございました。松永委員と小さなところに黒岩さんをお呼びして、最初は条約の勉強会を始めて、自立生活研究会でまたお呼びして、だんだん人が多くなったところでもう一度お呼びして、連続講座という形で聞かせていただきまして、ありがとうございました。

資料の中で、「インクルーシブ」というキーワード、さらに「支援のない『統合教育』」というところで、特別支援学級のところで、発達障がいの方の支援などをされている一方で、知的の人たちで普通学校に行きたいというところで、支援のない「統合教育」という具体的なイメージを持ちながら聞かせていただきました。

どうしても司法手続きの中で、水戸事件のほうとも関係があるのですが、新潟でも実際に虐待が起きているのですが、私のところにも相談がありますが、やはり立証できないということから泣き寝入りで、黒岩さんから情報をいただいた「障がい者 110 番」に行っていて、弁護士さんと相談したのですが、遅々として進まない。今度の障害者制度改革で、法律の中でどこまでそこを掘り込んでいけるのか、日弁連さんがどこまで影響力を持たせるのか、そういったところをお聞きしたいと思います。

また、今までの連続講座を黒岩さんからやっていただいたのですが、総論という形で皆様との共有化が図れたと思うのですが、今後、条例の制定に向けてのワーキンググループをやるときに、東弁護士さんがかかわっていらっしゃる D P I から、無償で新潟で勉強会を開いてもいいという案内もきていますので、開きたいなど。そしてまた、ここで提案をさせていただきたいと思います。雑多ですが、感想と質問と提案をさせていただきました。

(島崎会長)

ありがとうございます。

条例づくりの学習会の取り組みのご提案もありましたけれども、まずは黒岩先生に質問ということで、お願いします。

(黒岩弁護士)

どうもありがとうございます。

虐待の立証が難しかったという面ですが、まず、今出ている虐待防止法案はそういうところまで手当していないのです。ただ、児童相談所をイメージするようなものがもしできれば、虐待が発覚したときに早期に一時保護などをしたところできちんと話を聞いて、それを録音しておくというだけでも全然違うのです。本人の訴えを早期に録音しておくだけでも全然違うのです。浦安事件という、知的障がい児に特殊学級の担任が日常的にわいせつ行為をしていたのですが、それはとにかく立証が大変で、被害発覚から 4 か月くらい経ってからのビデオがあったのですが、それでは遅いのです。そのときまでにいろいろな人から聞かれて答えているからすでに、コンタミネーション、供述の汚染というのですが、何度も人に話して、何度もいろいろな人に聞かれていると、人からの影響を受けてしまうのです。初期の供述を録音、録画するということはとにかく大事なのです。そういうことに向けた具体的な方策というものがまだないので、そこは不安な点ではあります。

ただ、障がいということに着目しなくても、児童虐待の分野には初期供述を専門家が聴き取るということは、一応問題意識としては持っていて、今日は詳しい説明ができなかったのですけれども、司法面接という言葉聞いたことがありますか。「司法面接」という言葉を入れたのです。7ページの障がい者虐待防止法のレジメのⅢの「保護・救済」のところの事実確認スキルの確立の下に、「司法面接の導入、専門家の養成」と入れたのですけれども、外国では児童などの場合に虐待通報があったら、24時間以内とか、そういう細かいところは州によっても違うのですけれども、ある州だったら24時間以内に専門家が駆けつけて、なごやかな話しができる部屋で専門家が話を聞いて、それが全部録音・録画されて、後の民事、刑事すべての司法手続きでそのテープが証拠になるということもあるのです。

そういうものの導入が検討されていて、日本でも専門家の養成が少しずつ始まっています。あるいは、アメリカで司法面接を受けて帰ってきた人が、神奈川県中央児童相談所の非常勤で、性的虐待の聴き取りを実際にやっていたりなど、少しずつ始まっているところです。それが障がいの分野では絶対に必要だというのは虐待事件をやりながら痛感しているところです。

まだそこまで全体の議論はいいないのです。立証の困難さというところに着目した障がい者虐待の議論というのがまだ全然ないのです。具体的事例で立証ができなくて困ったというものをどんどん集めて、政策提言につながっていくといいと思うのです。私は機会があると必ず言っていますけれども、まだまだ声が足りない状況なのです。

司法へのアクセスというところで、最低限、障がいの理解を司法関係者の間で進めなければいけないと思います。水戸事件のときの平成7年、8年ころの警察はまともにとりあいませんでした。性被害は1件も立件されなかったのです。この子たちは何言っているの？という感じなのです。障がいのある人たちだから、供述が変遷してしまったりするからということです。ところが、平成15年の浦安事件のときは担任が平成16年2月に逮捕されているのです。

このときの動きは、水戸事件から7年経っているのですけれども、捜査機関は非常に熱心です。それだけには本当に進歩したと思ったのですけれども、やはり捜査機関に専門的スキルがないのです。結局、刑事では無罪判決が出ているのです。民事で刑事を覆すような形で立証活動を行って、民事で勝ったのですけれども、刑事で無罪だったのは捜査機関と司法に専門的スキルがなく、理解も広まっていないということがあるので、先ほど言った司法面接、そこまでのシステムの確立にはもう少し時間がかかるとしても、警察、検察、司法関係者に対する障がい理解を広める研修みたいなことをどんどん進めていかなければいけないだろうし、それは、基本法などの中の施策義務という形でやっていけると思うのです。

日弁連がどれだけ影響するかということなのですけれども、先ほど言ったとおり、我々もほとんど中に入り込んで頑張っているのです、内閣府としてはいい案が作れるのです。ところがそ

の後、法案化されるときに必ず省庁すりあわせというプロセスを経て、どんどん削られていくのです。特に文部科学省、厚生労働省ですが、そこをどうやって食い止められるかということは今私たちは問題意識を持っているところで、多分、年内に第二次意見はいい内容にまとまります。それが来年、どんどん中がそぎ落とされていくのを防ぐためにどのような手を使うかということで、これから作戦を練っていくところなのです。やはり全国から皆さんが声をあげていくことがすごく重要だと思うので、各地方あるいは各個人から、困っている事例や何が必要かということを挙げていただいて、集会をどんどんやったりということをやっていただければといいかと思えます。

(島崎会長)

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

(熊倉委員)

今の黒岩さんのお話にもあったのですが、インクルーシブ教育についての受け止め方が、政府の仮訳と、JDFの関係の方ですが、川島・長瀬訳との間に極めて違いがあって、障がいのある方の権利の主体として、このように訳すべきだという部分があいまいな形で訳されているということがいわれています。その部分の一つは、文部科学省と関係するインクルーシブ教育の部分なのです。昔、特殊教育といわれたものが、今、特別支援教育といわれ、地域の学校がまず大前提という話になっているのですけれども、その辺がどうなるかというあたりが非常に気になるところです。

それと関係があるのかないのか分かりませんが、特別支援教育に切り替わって、すべからく養護学校が特別支援学校になったのかというと、新潟県内は呼称が統一されておられません。その辺の意識改革も前に進めない一つの証拠のような気がします。例えば新潟市なら新潟市での教育関係につきましては、やはりインクルーシブ教育というものをきちんと受け止めてもらって、やはり特別支援学校というのは遠からずサポートセンターとしての役割が最上位になるのだという前提で、そういう考え方で受け止めないと、権利条約というのは受け止められないのではないかという気がいたします。

きょうは教育関係の方がいらっしやらないので、こういうところで言うのはあまりよろしくないとは思っているのですけれども、たまたま出たものですから、その辺を、私ども育成会では心配する声があります。

(島崎会長)

ありがとうございました。

この辺については、黒岩先生から何かコメントがありましたら、お願いしたいと思います。

(黒岩弁護士)

特に文部科学省がインクルージョンの訳などをおかしな訳にしてしまうのです。インクルーシブ教育への抵抗がものすごく強くて、6月くらいの推進会議で文部科学省ヒアリングをしたときも、養護学校関係者やその親御さん、特別支援学校校長会などを引き連れてきて、養護学校はこんないいことをやっているのだということで、インクルーシブ教育に反対する方向での意見があつて、その場にいた推進会議の皆さんはえんぴつを折りたかったというくらいに憤つたということです。しかも、推進会議の中で権利条約批准を見据えた障がい児教育を議論していくということで盛り上がっているところに、同時並行で文部科学省も、「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」を作りまして、略称で「特特委」と言われているのですが、そちらでもやるのです。明らかに内閣府の推進会議に対抗してきているのです。

ところが、ごく最新の情報では、特特委にも内閣府の推進会議のメンバーも3人ほど入っていますし、インクルーシブという意識のある方もいるので、文部科学省としては前よりはいい議論になってきているそうなのです。もう一歩くらいのところまできているようなので、方向としてはインクルーシブの方向に少しずつでも進んでいっているし、そうなるのではないかという状況ではあります。

(島崎会長)

ありがとうございます。

事務局のほうからも何かご質問など、自治体として基本条例づくりにも向き合っていくわけですので、どうぞお聞きになっていただければと思います。

(事務局：佐藤)

それでは、私から2点ほどお願いします。

一つは、先ほど黒岩先生からもお話があつたのですが、今、法案の改正や新しい法律づくりが進んでいます。かたや、権利条約が批准していくためには、条約自体が広範囲ですので、個別分野の検討もしていくという中で、せっかくいろいろとできてきも、省庁クラスでどんどん削られてしまうというお話もありましたが、女子差別撤廃条約の批准と日本の国内法の整備などを見ていったときに、国内法を整備して行って、理念法みたいなものではなくて実態法として、自治体などでみんなが使っていくような法律。先ほど、基本法の差別禁止条項がある程度詳しく出ていて、各分野の差別なども決まるようなお話もありましたが、そういう形で使っていく法律が本当に整備されていくのか。正直に言うと、今までの日本だとなかなかうまくいかないのではないかということが一つあります。

そういう中で、これも先ほどの先生のお話にありまして、前回のこの協議会でのお話をしたのですが、市の条例を考えていくときに、その上位法として法律がございます。例えば福祉



法とか差別禁止法の中味を見ていかないと、うちのほうで条例として何を作るべきかがなかなか見えてこないのではないかという意識もあるのです。先生のほうから、そうではなくて、例えば条例の持つ意味にはこういうものがあるので、このような考え方をしていけばいいとか、そういうようなところがあれば、先ほどのことと合わせて2点をお聞かせ願いたいと思います。

(黒岩弁護士)

ご質問ありがとうございます。

1点目なのですが、ご懸念はそのとおりで、一番いい例が子どもの権利条約なのですが、何の国内法整備もされず批准がされて、日本の法律はすべて子どもの権利条約の要請を満たしていますという説明がされたのです。あのとき、子どもの権利のNGOや日弁連もそうですが、この条約を批准せよという運動をしたのです。しかし、国内法整備をせよということあまり言わなかったのです。なぜかという、そのときの運動のしかたとして、とにかく批准させようと思ったのです。その結果、批准だけして終わってしまったのです。何も国内法整備がされなかったのです。そのときの反省があって、今回は批准するなど言っているのです。去年、自民党政権のときに批准してしまいそうな雰囲気があったのです。JDFからはするなど。国内法整備をしてからにしろと。そういうやり方でやっているのです。

これは簡単で、時系列で見ても分かるのですが、署名してから2年間、2007年9月に日本が署名してから、実質2年くらい動きがなかったわけです。民主党に政権交代のおかげで動き出しているのです。ですので、この分野に関しては政権交代はとてありがたいことなのです。ところが、この間の参議院選後の臨時国会のためにまた不透明な状況になっているので、そういう意味でも、こういう分野の法律というのは野党とのバーターになってしまったりするのです。そちらを成立させてやるからこちらを譲れとか、そういうことに使われるのです。障がい者施策にどんなに熱心な委員がいても、国対レベルでそういうことに使われたりするから、不透明な面があります。

ただ、基本的な方向は、子どもの権利条約のようなものではなくて、きちんと国内法を整備して、批准をするということになってくるのです。内閣府の推進会議がすばらしいのは、法律の所管というものがあるので、例えば総合福祉法だったら厚生労働省なのです。基本法は内閣府なのです。まず、基本法で最大限いいものを作ろうと今頑張っているのです。所管は内閣府だけれども、省庁といろいろと関連があるから省庁すりあわせというものがあるのです。

差別禁止法も、私が出した日弁連の案のように360度全方位、あらゆる生活分野を網羅しているので、多分、全省庁がかかわると思うので、実際にすごくいいものを作ろうと思ったときに大変だと思うのです。それよりは、基本法は内閣府の所管なのだし、まず基本法でいいものを作ろうと今頑張っているのです。それをやったうえで個別法にどれだけつなげていけるか

というところだと思います。

先ほど言ったとおり、虐待防止法も今のこの流れとずれて、前から議員立法の動きがあります。そうすると、三権分立の行政の立場としてはそれを尊重せざるを得ないということもあるので、虐待防止はまた独自のものになっています。

今、日弁連は目下、基本法のことで頭がいっぱいなのですけれども、それが終わったら、差別禁止法をどれだけいいものが作れるかということをやっていくつもりです。

二つ目が、おっしゃるのはそのとおりだと思ったのですけれども、差別禁止法ができそうな雰囲気になってきたので、自治体の条例づくりを控えてしまうのではないかと私も思うのです。しかし、原案すらできていないので、国の差別禁止法がどのようになるか全く分からないのです。全く分からない中でどうするかなのですけれども、差別法は、平成 25 年法案提出ということでもかなり先なのです。じっくりと 2 年は議論して法案を作るという感じですので、ぜひ自治体の皆さんはそれを待たずに、むしろどんどん作って、これを作ると実際にこんなにいいのだという実例を作っていた方がいいのだと思うのです。

実際に千葉県条例は全国に先駆けてできています。あの条例ができた過程などは本にもなっているのですが、皆さんもご存じだと思うのですけれども、障がい種別を越えて、市民がみんなで力を合わせてあの条例を作ったというプロセス自体が当事者にとってもエンパワメントして絶大な効果があったと思います。千葉県条例のようなものが全国でどんどんできるというのを私は思っています。

国のものが出てくるのを待つのは時間がかかるということと、先ほど言ったとおり、あまり弱気になるつもりはないのですけれども、とにかく難しいのです。差別禁止法というのは本当に難しく、今、基本法ですら内閣法制局の抵抗がすごいのです。前例のないものを認めない。差別禁止法といったら法律ですら前例がないので、全部だめ出しになってしまう。基本法でも、地域で生活する権利という条項を当然入れたいですね。あの権利条約の批准に向けた国内法整備で、地域で生きる権利を基本法に一言入れるなんていうのは当たり前ですね。それでも抵抗するのです。そんなものを入れる意味があるのかと。その立法事実を説明せよという世界なのです。ですので、差別禁止法はけっこう抵抗にあう懸念があるので、むしろ自治体のほうでどんどん作って行っていただきたいと思います。千葉県や北海道の前例もあるので、やっていいと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

(斎藤委員)

私の話はいつもとりとめなくなってしまうかもしれませんが、私は今日、黒岩先生の簡単なテストでも 50 点とれたかどうかというところで、「インクルージョン」などの言葉も、言葉として聞いたことはあっても、意味の深さ、広がりというものをよく理解されていておどろいていま

す。この法律を今立法府で作っているわけですが、国民をもう少し教育してくださらないと、立法府の人がどんなに努力をなさっても、それを受け止める国民にどこまでそれが使われていくのかというところに懸念を感じています。国民の意識がもう少し高まっていかないと、黒岩先生たちや議員など専門の方たちばかりが専門的になりすぎて行って、国民が使い切れるのかという感じもいたしました。

いろいろなところから疑問があるのですが、例えばテレビで、北欧のスウェーデンへ、障がい者もみんな仕事を持って税金を納めているというところに取材に行った日本人が、びっくりしてスウェーデンの方々に聞いたのですけれども、日本人のあなたがスウェーデンに来て言葉が不自由でしょう。それが障がいなのですよと言ったときに、私は「障がい」という言葉の暗いイメージがなくて、何とか軽やかに「障がい」という言葉を使われているのか、使っているのだということを、私はその番組をとおして知りました。日本人と北欧の人たちの意識がこんなに違っているのだと思いました。

日本人がそのようなところで難儀しているけれども、それを乗り越えるためには、戦後、民主主義に変わったけれども、日本人が意識をもう一度深く変えなければ、いろいろな法律を専門家が作っても、宝の持ち腐れになるという気がつくづくしております。憲法の全文は教科書にも載って、みんな教育を受けているわけですが、国連の権利条約を批准したならば、国民全部に読ませる、理解させるくらいの浸透を図っていくように、一方では努力されていかなければいけないのではないかと感じております。

もう一つは、例えば新潟市は数年前にごみの有料化が始まっているわけですが、その指導のときに、自治体は大変丁寧なことをやってくださっていて、全戸に、どのようにごみ処理の仕方が変わっていくかということを配布、指導したりしていると思いますし、今なおそうだと思います。そのような細かな努力がどうしてこのようなものに行われていないのかということを感じているのです。もしそういうものが深いところで変わっていくならば、日常生活的なごみ処理のところで現実に起きているのは、今のごみ処理の仕方になって困っているお年寄りや病人の方もいらっしゃるわけですが、そういう人を手助けすることは簡単にできることですけれども、あの人は規定どおりにやっていないということになっていくわけです。

そういう両面で、日本人をもう一度鍛え直すというのでしょうか、考え方を広く、深く、もう少し世界に通用するような高みへもっていけるように、国全体もそうでしょうし、教育が普及しているところをもう少し利用してほしいと思います。自治体のところでも細かいところで、全戸配布で権利条約には二つの考え方があるのです。あなたならどちらですかというくらいのところで国民が議論できるようなところまで浸透してほしいと思っています。個人的には、知識テストで言うならば、国民の位置では真ん中くらいと自覚しているのですが、今日の小さ

なテストで真ん中まで点数が取れなかったところがありますので、もしかすると皆さんみんなそうなのではないかと思っています。国民の後押しがあって初めて国会での成立、法の議論というものが意味を持つてくるのではないかと思っています。

(島崎会長)

ありがとうございます。

「合理的配慮」という言葉を市民、県民、国民一人一人が理解するようになっていかなないとなかなかという部分も、この協議会でも出たりしていたところですけども、斎藤委員のおっしゃる部分は非常に大事な部分だと思います。黒岩先生、何かございますか。

(黒岩弁護士)

そのとおりだと思います。

(島崎会長)

ありがとうございます。

では、松永委員からお願いします。

(松永委員)

視覚障がい者の立場でお聞きしたいと思います。一つは、視覚障がい者の合理的配慮というのを、黒岩先生はどのようにお考えになるでしょうか。今日の講演の場合、あらかじめ資料をいただいておりますので、それをパソコンで読んで確認してきたのですが、聴覚障がい者の方だと手話通訳士がその場でつくのですが、視覚障がい者が急にあの場に来た場合どうされるのか、その辺のことを先生にお話をお聞きしたいと思います。

もう一つは、自立支援法が総合福祉法になるわけですが、国会で自立支援法一部改正が衆議院を通ったと思うのですが、平成 25 年に法案が出る段階において、なぜその部分で一部改正が出てくるのか。というのは、私どもの親団体で、よくご存じの、竹下弁護士が副会長なのですが、この方が団長として動いている部分では、さきの通常国会ではこの部分は反対されたと思うのです。ところが、私どもの本来の団体は、これを早く通したいという部分があって、私どもの仲間でも意見の違いがあるのです。

そういう意味で、今臨時国会で衆議院で出た部分がどの辺のところを意味しているのか、私も勉強不足で分からないのですが、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

(黒岩弁護士)

視覚障がいの方のための合理的配慮としては、本来、資料が点字で配られないといけないのだと思っています。ただ、視覚障がいのある人がみんな点字が分かるともかぎらないということがあるのですが、最低限そうだとは思いますが。日弁連でも審判をやるときに点字化するための時間が必要ですから、資料提出の締め切りが3週間前くらいになったりして普段はや

っているのですけれども、最近の集会は急ごしらえでやっているのに間に合わなくて、日弁連でも全資料は配れていない集会をやったりしています。それは合理的配慮の欠如で差別だと思っています。

今日も、特に点字ということも聞いていなかったし、どうなのかなと思って、事前に送られたてきたということなので、そうなのです。先ほど少しご紹介があったとおり、推進会議で7月12日虐待防止法のヒアリング対象で、学校における虐待というものを、私が先ほどの浦安事件の弁護団をやっていた関係でご案内させていただいたのです。そのときに、図のようなものを資料にしようとしたら、「これは視覚障がいの人には分からないから」ときちんと言葉で説明してほしいといわれて突き返されたりしました。今、推進会議で合理的配慮というのは徹底してやっています。すべての機関がそこまでならないといけないと思っています。

二つ目、自立支援法の改正ですが、あの内容は、基本的にはいい方向への改正ですよ。これを聞いたら、悪くなっていると思われるということを知ったのですけれども、いろいろな障がい種別の人のニーズが違うから、ある種別の人にとっての改正が、ほかの人にとっては改悪だったりすることがあるので微妙なのですけれども、基本的にはいい内容の改正だから、よるこんで受け入れなければいけないのではないかという気持ちもあるのです。この5月に法案が出て、改正されそうになったのですけれども、障がい者のものは後回しにされて、国会が混乱して、ほかに重要な法案があると後回しにされて終わってしまって、結局通らなかったのがこの間の6月だったのです。

あのときに、せっかく内閣府の推進会議でこれだけの当事者が集まって、自立支援法に替わる総合福祉法の議論を始めたところなのに、自立支援法の改正がちょろっとされてしまって、改正されて問題解決したからこれでいいのだ、自立支援法でいくのだというふうになることを恐れたのです。当時、反対していましたよね。推進会議としての有志で反対の声明のようなものを出していました。ところが今回は通っているのです。あれは立法府のやることですから、建前としては推進会議がやることではないのです。国会議員に立法権があるのだから、推進会議は、ときどき自分たちがNGO団体みたいな気になってしまうくらい当事者が多い団体なのですが、あくまでも行政府の一機関にすぎなくて、法律を作るのは国会だからそれはしょうがないという面があるのです。

ちなみ、五、六月のときになぜあれが成立しそうになったかという、自民党サイドが虐待防止法案と、自立支援法改正案と、ハート購入法案という三つを出して、それと、民主党側の非正規雇用の関係の法改正のものとバスターされようとしていたのです。政治の道具に使われてようとしていたということがあったのです。そういう流れの中で、何が起きるか分からないというところがあって、今回は、立法府のやることを行政サイドから止めることもできないし、

内容自体は基本的には悪い内容ではないので進んでしまったということなのではないかと思  
います。ですから、あれ自体がいけないというよりは、そうであっても、きちんと総合福祉法  
を作ろうという部分が確認できればいいのではないかと思います。

(松永委員)

分かりました。ありがとうございます。

(島崎会長)

今の話は、応益負担から応能負担に改正されたというあたりのお話だと思います。

どなたか、ご感想でもよろしいですし、ご意見、ご質問、いかがでしょうか。

雇用のことなどについても、黒岩先生のご講演の中でお話があったと思いますけれども、大  
谷委員や山本委員のほうで、ご感想、ご意見がございましたらどうぞ。

(山本委員)

先ほどお話しただいて、正直、私どものほうでもまだまだ認識不足であったということ  
を実感したところでございます。特に、工場での虐待の関係ですが、当時、それがあってから私  
も、全国のハローワークに実態調査をなささいということで、施設、寮を持っている工場の調  
査に回ったおぼえがあります。そのときにちょうど私は障がい担当の業務をしていました。

皆さんもご存じだと思うのですが、新潟県の障がい者の雇用率が全国で46番目、下  
から2番目ということで、ひどい状態です。近いうちに私ども労働局の中にプロジェクトチ  
ームを立ち上げて、そういうことも検討しております。私どものほうでも、障がい者の雇用とい  
うことを考えると、採用の経験のないところというよりも、今日も大谷社長が見えておられま  
すけれども、障がい者の雇用に理解を持ってたくさん雇用しておられるところを中心にお願い  
しているのが実態で、なかなか広がらないというのが新潟県の実状ではないかと思  
います。私  
どものほうも、さらなる努力をしてまいりたいと、あえてここで宣言しておきたいと思  
います。

(島崎会長)

ありがとうございました。

貴重な、元気が出るお話をいただきました。

(大谷委員)

お話をお聞きしまして、分からないところもたくさんあったのですが、当然、障がい  
者も健常者もそうですけれども、ただ生きているだけではなくて、よりよく生きるとい  
うことが必要ですから、当然のことだろうと思っています。労働や雇用についてはこのとお  
りだと思いますが、今、質問された中に北欧の話が出ましたけれども、単純に日本との比較は  
できないのです。向こうでは、福祉よりも労働という考え方が非常に強くて、たしか給料  
は全部国が払うのです。福祉で面倒見るよりも、一般の企業の中で働いて、その給料は全  
部国が負担をする

ということですから、日本と全然違うので、そこから比較するということは問題があるということなのです。日本は長い間、障がい者は憐憫の情で見るということがあって、働かせるという考え方はなかったということだと思います。

私どもの雇用団体の長く会長をやった山本さんという方の本が最近いろいろと出ていますけれども、その話の中に、福祉で20歳から65歳まで雇用すると2億円かかるというのです。そういうものが働くところに行くようなことになれば、今のものと全く変わってくるわけですから、そういうところだと思うのです。新潟でもそうですけれども、たくさん雇用されているのですけれども、ほとんどが裏でといいますか、工場とかそういうところで働いているということです。

前にも話をしましたけれども、30年くらい前にヨーロッパやアメリカの雇用事情を視察したときに、当時、銀行の窓口やデパートの売り子、販売員の人が出て、日本も10年後にはこんなふうになるのかとおどろいたのですけれども、今でもならないのです。そのときもお話したように、例えば伊勢丹さん、三越さんも雇用していますけれども、それは裏で雇用して、販売など人の目につくところに聴覚障害者、車いすの方がいるわけではないのです。それはデパートや銀行が悪いというのではなくて、国民が若い女性から物を買いたいと思っているうちは、サービス業ですから、そんなことをするわけがないので、企業というよりも国民の目を変えていただくことを考えていく必要があるだろうと。そうしなければ、なかなか解決しないと思います。

(島崎会長)

ありがとうございました。

黒岩先生、よろしゅうございますか。

(黒岩弁護士)

差別禁止というとき、雇用であれば、個々の雇用主が合理的配慮、例えば先ほど言った、耳の聞こえない店員の分をみんなで目を配りましょうくらいだったら別にコストはかからないですよ。ちょっとした手間ですよ。ちょっとした手間のできる合理的配慮もいっぱいあるのですけれども、多額のお金がかかる合理的配慮というのはいっぱいあるのです。それを全部雇用主の負担でやらなければいけないのか。そんなことは全然ないのです。当然ですよ。私たちも、そういうことを、合理的配慮、差別禁止法というものを進めていくときに説明していかなければいけないと思っているのですけれども、おっしゃるとおり、ヨーロッパは進んでいるところというのは必ず国が助成補助しているのです。フランスなどは給与の足りないところの最低賃金分を補償してしまうのです。給与の8割を国が出したりしているのです。

合理的配慮で物理的バリアの除去にはお金がかかるので、そういうものは当然助成、補助に

よってやっていくべきだと思うのです。今でもすでにそういう補助や助成という考え方は雇用促進法の中に入っていて、「合理的配慮義務」なんていう言葉はどこにもなくても、その実質の一部はすでにあるとは思っているのです。ただ、それをもっときちんと、非常に努力している雇用主の例がここに幾つかあるではなくて、全体がそうなっていけるようにするには、やはりきちんと差別禁止法を作っていかなければいけないのではないかと考えています。

(島崎会長)

ありがとうございます。

だいぶ、意見、感想を出していただきましたが、遁所委員から先ほど、条例づくり学習会というお話がありましたけれども、具体的なご提案はよろしいですか。

(遁所委員)

年度内であれば、D P I あるいは自立生活センター協議会から補助が出て講師が派遣されます。それこそ東弁護士級の講師と聞いておりますので、条例の策定における非常に具体的なヒントになると思います。それを機会に一段階進めるかと思うので、もし承認いただければ、自立生活センター協議会やD P I (障がい者インターナショナル) に連絡して段取れば、行政事務局さんと一緒に進めさせていただけると思います。小さな勉強会からでもいいからというご依頼は受けております。

(島崎会長)

ありがとうございます。

先ほど、黒岩先生からも、まず自治体が積極的にそれに取り組んでいくことが大事なのではないかというご意見もいただきました。また、自治体にとってはありがたい、お金のかからない学習会の機会を持つことができるのであれば、この協議会でも条例を作る方向でということは確認されていますし、今後、その方向で協議していければということだと思いますので、そのような機会もぜひつくっていただければと考えております。事務局のほうは、そのような方向で確認させていただいてもよろしゅうございますか。

(事務局：佐藤)

先ほどからお話がありますように、市民の方に理解していただかないと、例えば条例を作るにしても、条例といっても何のことかというような話になっても困るということで、今日も一般市民の方においでいただいたのですが、一般市民の方も入れるかどうか分かりませんが、当然、我々もこれから勉強していかなければならないですし、国の動きなども見据えながらやっていかなければならないと私も考えておりますので、ぜひ事務局のほうと相談してやらせていただければと考えております。

(島崎会長)



ありがとうございます。

先ほど来、障がいとは何だろうとか、障がいのある人たちも地域で安心・安全に暮らしていく新潟市にしていくための意識の醸成やいろいろな大事なことが出ていると思いますので、今、事務局からおっしゃっていただいたように、市民の方々に理解していただけるような機会をつくっていただければと思っています。そのようなことでまとめさせていただければと思っています。

黒岩先生には、ご講演後、1時間弱のお時間をいただきまして、委員の皆様からの意見、感想等に貴重なご意見、お知恵をいただきまして、本当にありがとうございました。もっとご意見、お話を伺いたいところですが、議題が二つ、三つ残っておりまして、大変残念でございますけれども、黒岩先生からお話をお聞きするお時間はここまでとさせていただきます。黒岩先生、今日は、天気の悪いところ新潟までお運びいただき、貴重なご講演をいただきました。また、協議会にもご参加いただき、本当にありがとうございました。これからもいろいろなことをご相談に乗っていただければと思っています。よろしく願いいたします。

(黒岩弁護士)

それほど遠くないですし、これからも出てきますので、お呼びください。

好きなことだけしゃべっていただけた感じが、こんなのでよかったのか心配なのですが、講演のほうも、すでに皆さんがご存じのことばかりだったのではないかと思っていますけれども、今日はテーマが広がったということもあるので、今後また、テーマを絞るなどいろいろな形で、このような場がありましたら、よろこんでまいりますので、呼んでください。お願いします。

(島崎会長)

ありがとうございました。

それでは、黒岩先生はご退席となりますので、今一度拍手でお送りしたいと思います。

お気をつけてお帰りいただきたいと思います。

(黒岩弁護士 退席)

## (2) 障がい福祉計画におけるサービス・数値目標進捗状況報告

(島崎会長)

それでは、議事の二つ目に移りたいと思います。

(2) 「障がい福祉計画におけるサービス・数値目標進捗状況報告」ということでございます。事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局：佐藤)

資料2をご覧いただきたいと思います。これは、第2期障がい福祉計画で定めた障がい福祉サービス見込み量に対して平成21年度の実績が出ましたので、それを記載しております。上の段が計画値、下の段が実績値となっております。上のほうから順を追って簡単に説明させていただきます。

まず、旧体系サービスでございますが、これは新体系への移行に伴ってなくなっていくサービスでございます。実績は予定どおり進んでおります。

次に、訪問系サービスにつきましては、一番下の「重度障がい者等包括支援」以外は「居宅介護」、「行動援護」、「重度訪問介護」ともに見込み以上の供給実績となっております。重度障がい者等包括支援につきましては、超重度の身体障がい者もしくは知的障がい者という対象者の設定と、報酬単価が見合わないという制度上の課題がありまして、利用者が伸びていない状況でございます。その代替サービスの居宅介護などの利用は伸びているという状況になっております。

次のページの、「日中活動系サービス」につきましては、下から三つ目の「就労移行支援」、「就労継続支援（B型）」でやや見込みを下回っているという状況です。その次のページになりますが、「自立訓練（機能訓練）」で見込みを下回っております。それ以外につきましては、見込み以上の供給実績となっております。

この自立訓練事業所というのは市内に4か所ございますが、介護保険事業所の空床時、ベッドが空いているときに利用できる仕組みということで、見込みより利用が伸びていないということでございます。今年度は事業所数を確保しなければならないということで、事業参入のための勧奨依頼を市内の約160事業所にお送りさせていただいたところです。それにより、1事業所が参入の予定になっております。

「居住系サービス」につきましては、「施設入所支援」、「共同生活介護（ケアホーム）」で見込み以上の供給実績となっておりますが、「共同生活援助（グループホーム）」では7割程度となっております。ただ、グループホームとケアホームというのは実際には併設されておりまして、入居する障がい者の障がい程度区分によってサービスを提供しております。そのようなことで、事業実態としては両サービスが一体的に運営されておりますので、二つの実績を合計しますと、ほぼ計画を達成していることになるかと思っております。

「サービス利用計画作成」については、64.7%ということで見込み量を相当下回っております。このサービスにつきましては、独居の障がい者や施設や入院先から地域に移行し、計画的な支援が必要となる方が対象となるわけですが、新潟市の場合は、各地区にケースワーカーが配置されておりまして、支給決定の際に居宅介護の週間計画を作成するというので、サービ

ス利用計画作成のサービスの代替をする部分を区役所で実施していることから、これが伸びていないのではないかと考えております。

「相談支援事業」につきましては、各区で相談事業を展開することができておりまして、見込みどおりの実績となっております。

「コミュニケーション支援事業」につきましては、ほぼ見込みどおりの供給実績となっております。「手話通訳者設置事業」につきましては、8区あるうち、北区役所で唯一設置がなかったのですが、来年度は配置する予定となっております。

「日常生活用具の給付等事業」につきましては、「排せつ管理支援用具」が下回っておりますが、あとは見込み以上の実績となっております。

「移動支援事業」、「地域活動支援センター」につきましてはほぼ見込みどおりの供給実績となっております。

「その他の支援事業」につきましては、「日中一時支援」についてはほぼ見込みどおり、「生活サポート事業」、「訪問入浴サービス事業」につきましては見込みを若干下回っております。生活サポート事業は障がい程度区分が非該当になった方への訪問ヘルプサービスということですが、当初の見込みよりも非該当となった方が少なかったということが理由となっております。また、訪問入浴サービス事業につきましては、入院や転居により利用を中止した人が多かったということで、当初の見込みより少なくなっております。訪問入浴サービスにつきましても代替のサービスである居宅介護や生活介護は利用者が増加しております。

「更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業」については見込みを上回っておりますし、「福祉ホーム事業」は見込みどおりです。

「障がい者ITサポートセンター運営事業」につきましても計画どおり実施しております。

「手話奉仕員等養成研修事業」については見込みをやや下回っています。

なお、前回の協議会で松永委員から、ガイドヘルパーの活動に関する質問がございました。そのときは、つかんでいないので、後でご報告申し上げますということだったのでした。松永委員にはすでにお伝えしておりますが、視覚障がい者を対象とした移動支援事業所につきましては、現在、47事業所、延べ334人のヘルパーが従事しております。改めてご報告させていただきます。

これが資料2のサービス見込み量に対する実績でございます。

もう一つの資料、資料3をご覧ください。これは、障がい福祉計画の中で数値目標を出しておりますので、その達成状況でございます。これも平成21年度の実績数値がまとまっておりますのでご説明させていただきます。

最初に、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」ということでございますが、平成21年4

月1日から平成22年3月31日の間に退所され、地域に移行した方は12人ということで、移行者数の累計は68人で、一応、目標に達しております。ただ、下に昨年見込み数ということで45人という目標を立てているのですが、これにつきましては依然として入所待機者が減らないということで、施設から施設の転院が減るということは全然進んでいないということでもあります。今月11月の待機者ですが、身体が実人数で63人、知的で99人、の待機者ということで、ほぼ昨年と同じくらいの数字になっております。

今後、どうしていくのだということなのですが、グループホーム、ケアホーム等の整備、地域での受入が進まないとこれもなかなか進まないだろうということで、施設整備の国庫補助事業等を活用して、その整備に今後取り組んでいきたいと考えております。

次のページですが、入院中の精神障がい者の退院者数の目標値ということでございます。これは今年8月に新潟県が行った調査結果によるものですが、平成22年6月末時点での退院者数ということで84人、これは転院、死亡、退院を除くということでございます。平成18年に目標値を作ったわけですが、そのとき、退院可能な精神障がい者のうち、比較的地域生活へ移行しやすい精神障がい者の方はだいぶ退院しているということで、現在、残された対象者というのは長期入院の中高年の方々がほとんどということで、やはり住宅の確保ができないとか、あるいはご家族が高齢で受入ができないなど、さまざまな困難な課題を抱えている方が多いということでございます。率にして、277人に対する30%くらいなのですが、目標達成が非常に困難な状況でございます。

今後につきましては、これまで県事業として退院促進事業というものを実施してきているわけですが、平成23年度から市が実施主体となって、地域生活支援センターの専門相談員などと連携しながら、地域移行、地域定着の支援を推進していきたいと考えております。

次に、「福祉施設から一般就労への移行等」ということでございます。結果的に、72人の目標に対して37人ということで、前年と比較しますと若干増えてはおりますが、目標値とはだいぶひらいているという状況でございます。来年度につきましては今年度同様、障がい者の職業能力の開発や、企業における障がい者理解の浸透を主眼に事業を進めていきたいと考えております。また、企業が望む人材を施設で育成できるように、その送り手である施設職員の支援技術の向上のための研修会も計画していきたいと思っております。

直接関係があるわけではないのですが、この5月から新潟市役所内で「障がい者チャレンジオフィス実施事業」を実施しておりまして、10名の障がい者の方々（障がい福祉課2名、8区役所で各1名）と、その障がい者の業務をサポートする9名のサポート職員を採用し、一般就労に向けて市役所の事務補助をする形でやっておりますが、現在、お一人の方が一般企業への就職ができています。

最終的に就職には結びつかなかったのですが、企業の二次面接まで4人の方が残ったということで、市役所の業務経験を通じて、働くために必要な能力を身につけていただくと。実際に業務をしていただいて働く自信がついたということで、ある程度成果も上がっておりますので、来年度も本年度の事業を検証しながら、より充実した形で継続していくということで、そういうところでも少しでも上げていきたいと思っております。

(島崎会長)

ありがとうございました。

事務局から、計画の進捗状況、サービス見込み量に対する実績、数値目標の達成状況について、資料2、資料3でご説明いただきました。ここまですますと平成22年度がどうなのかというところも関心があるわけですが、平成21年度末実績ということですので、平成22年度ももうすぐ実績が見えてくるころだろうと思います。現在あるいは次年度以降、施策、サービスを組み込む予定であるということも添えながらご説明いただいたところですが、これにつきましてご質問、ご意見等がございましたらお出しいただければと思います。いかがでしょうか。

(野村委員)

資料3の入所施設の地域移行の問題ですが、7%という話で、今お話いただきまして、待機者が大勢いる中で、なかなか地域移行が進まないということなのではないでしょうか。私に言わせれば、知的の場合は99人の待機者がおられるという話で、このことについて今後どうされるのかということをお聞かせいただきたいということが一つあります。

ケアホーム、グループホームの話は、見込み量以上に供給の実績が伸びているという話ですが、これは、人数からすると、平成23年度までに40戸くらい作らなければならないのではないかと思います。そうしたときに、今、国の補助金の問題、整備補助金の問題もありますけれども、これについての見通しも聞かせていただければありがたいと思います。

(事務局：佐藤)

まず、移行がゼロということではなくて、ゼロの上に68人ということを出しております。ただ、移行はしても待機者がいるので、また施設に入りますので、施設自体の人数は減りません。昨年と同じようにまだ待機者がいるので、削減までは結びついていないということです。

待機者の問題ですが、これは施設を造ってそこに入っていいただければ待機者はいなくなるのではないかと思います。基本的には地域移行ということは今やっていますので、国のほうも新しい入所施設への補助は出さないと。市の単費という方向はあるのですが、やはり地域移行を目指して努力していくしかないのではないかと。今ほど野村委員がおっしゃったように、やはりグループホームやケアホームを充実させなければならないのでは

ないかと。先ほど申し上げました、国のほうで、数的にはケアホーム、グループホームでは供給見込みの実績には到達しているという話をしましたが、それは、このくらい的人数は供給したいということと、もっと必要だということとは別な話で、今、幾つ造るという計画はないのですが、極力、国の補助事業等を利用して、事業所の皆さんのご協力もないと、今、直営でやるということでは考えておりませんので、事業所の皆様のほうにもご協力いただきながら、補助も使いながら、当然市のお金も入れながら、少しでも増やしていきたいということしか言えない状況でございます。

(島崎会長)

できるだけ具体的な数をもって事業所に相談にあがるということ、少しでも市のほうで取り組んでいただければと思うわけです。

(小島委員)

質問させていただきます。私も時間的に限界といいますか、疲れていますので、あまりしゃべれないのですけれども、資料3の入院中の精神障がい者の地域生活への移行ということで、今までは県事業ということで、市はあまり手を出してこなかったということで、平成23年度から市が応援していこうということなのですから、具体的にどういったことを考えておられるのかをお聞きしたいと思います。

(島崎会長)

先ほど事務局からご説明のあった部分ですね。

(事務局：佐藤)

県がやっていて、今までやっていなくて、来年度から市がという部分については、これは国からの補助事業としてやるのですが、実施主体が今までは県だったと。新潟市も政令市になり、政令市にそういう事業を移そうということがありまして、今、検討・調整をしながら、新潟市で平成23年度から実施主体としてやっていくということがまず1点です。

(事務局：治)

具体的なことについては、今、どうやって来年度進めていくかということ調整・検討しているところで、今までは県事業ということで県主体で、五泉市などを含めた新潟圏域と一緒に会議をやったりしていたのですけれども、今後は、ご存じの新潟市内のふらっとさんなどと連携を強化して行って、例えば病院の中、病棟まで入って行って、お医者さんや看護師さん、患者さんを含めて一緒に話をしてくということをやっていかなければいけないと考えております。細かい具体的なことに関しては、現在調整中ですので、県の今までのノウハウなどを十分学びながら、来年度からは市が主体になってやっていこうというところです。

### (3) 次期計画準備等報告（アンケート調査実施について）

(島崎会長)

ありがとうございました。

今の小島委員のお話ではないですけれども、時間が長くなりまして、だんだん疲れているところでございますが、特にご質問等がありませんでしたら、次の議題に移られていただきたいお思います。また、それぞれの議事のところにお気づきの点がございましたら、後ろのほうでご発言いただいてもよろしいかと思いますが、まずは次の(3)「次期計画準備等報告(アンケート調査実施について)」を事務局からご説明いただくということによろしいでしょうか。

それでは、「次期計画準備等報告(アンケート調査実施について)」を事務局からお願いいたします。

(事務局：大倉)

資料4につきまして、管理係の大倉より説明させていただきます。

この関係の資料は資料4-1、資料4-2、資料4-3、資料4-4ということでございますけれども、資料4-1をご覧ください。アンケートをとるのですけれども、次期障がい福祉計画の基礎資料とするために、今、市にお住まいの障がい者の実態やニーズを把握させていただこうということで実施いたします。ちなみに、前回の計画を作る前段階におきましても、質問内容は違いますが、同様のアンケート調査はしております。

対象者としましては、手帳所持者は合計で三万数千人いるわけですが、そこから約5,100人を抽出いたしまして対象としております。ただ、その中でもバランスをとっていくわけですが、施設の入所者については全員の方、また、発達障がいの方は発達障がい支援センターの利用者の方で調査に協力可能な方ということで選ばせていただくことにしております。

調査方法については、対象者の方へ郵便で調査票をお出しして、無記名で記入していただき、同封されている封書で返していただくということです。

入所している方、そこに住所を持っている方については、その入所施設のほうに協力をお願いする格好にならざるを得ないのですが、協力をお願いさせていただきます。先ほど、最初の議題のところ、視覚障害者への配慮ということもありましたので、視覚障害で点字文書を希望することがはっきりされている方には、全部を点字にはしていないのですけれども、アンケートのご案内の部分を点字にしお送りしております。協力して書いていただける方がいない方については、市のほうまでご一報くださいというご案内をしております。そのときには個別に対応させていただこうと考えております。

調査票が資料4-2、資料4-3、資料4-4ということで、今回のアンケートは、施設に入所している方、在宅者18歳未満の方、という3通りで設問を分けた形でアンケートをしま

す。内容につきましては、10月下旬に施策推進協議会の委員の皆様へ一度案をお示しして、ご意見をちょうだいして、それを反映したものを送ることにしております。内容について改めて紹介させていただきますと、相手によってアンケートの設問を分けているわけですが、3種類共通のものがあります。一つは、「ご本人について」です。年齢、住まい、性別、手帳の種類、障がいの程度、こちらは共通しております。それから、「日常生活の状況について」、介助者ですとか、日常生活でお困りのことはないかということです。それから、相談支援の体制、相談先や希望する体制も共通で聞いております。「日中活動・就労について」の部分では、外出の頻度や外出先、外出の際に必要なこと、災害時に必要なこと、日中の過ごし方などを共通で聞いております。

また、「社会参加」についても、今後活動したいことですとか、その際での差別の有無、啓発のために必要だと思うことなどを尋ねております。「障がい福祉サービスの利用について」では、利用状況と満足度を共通で聞いております。「医療費について」では、医療費に関しての負担感、「将来について」では、暮らしにおける将来、全般をとおした自由意見としまして、政策に対する意見・要望ということを3種類共通で聞いております。

それぞれ個別で特化した内容を盛り込んでおまして、18歳未満とその家族という部分につきましては、父母の就労の状況、「療育・保育について」では、障がいの気づきの時期やきっかけ、通っている施設に就学前に困ったこと、そういったところが書かれています。「学校・教育について」では、通学先、教育で困ること、放課後ですとか夏休みの時間の過ごし方についても聞いております。卒業後の進路を18歳未満とその家族用のアンケートでは聞くことになっております。

施設の入所者に対しての特化した項目につきましては、当然、施設の入所の状況と帰宅状況、どの程度の頻度で帰宅されるのか。それから、将来の退所、入所の選択について聞いています。

なお、協議会委員の皆様へ聞いてご意見をちょうだいし反映した部分につきましては、原案では就労の希望というところがすべてのところにはなかったのですが、3種類すべてに入れさせていただきました。表現上の、マイナス的なことを、困っていますかという表現の説明を、逆に、必要なことは何ですかというような表現に書き変えた部分もございます。在宅者の「将来について」という部分での設問で、自宅で家族と暮らしたいという回答と、自宅で一人暮らしをしたいというものをまとめて、このまま在宅で希望しますということで、まとめた上で具体的な選択肢を書いてもらうということことで、ちょうだいした意見を反映させていただきました。

このアンケートを送らせていただいた後のスケジュールということなのですが、一応、12月1日の状況で書いていただくこととなりますので、今月末に発送しまして、12月17日まで



に返してくださいというお願いをして、集計をして、分析をして、次回の施策推進協会で結果報告をお示しさせていただくことになっております。それを踏まえて次期計画に反映させていこうと考えております。

(島崎会長)

ありがとうございました。

平成24年度からの計画に反映させるためのアンケートということでございます。事前に委員の皆様のところへ送らせていただいて、ご意見をいただいたところでございます。何かご意見、ご質問等がありますでしょうか。今年度中に施策推進協議会が開催されるあたり、年度末あたりだと思いますけれども、そのときには、この集計結果の分析は出していただけることになるでしょうか。

(事務局：大倉)

サンプルが5,100なのですけれども、今回、職員でやろうということになっておりまして、何とか間に合わせるようにしたいと思います。

(島崎会長)

財政逼迫の折ということでしょうか。外に出さないで、お金をかけずに職員で作業ということでございますけれども、何かご質問、ご意見等はございますか。

(松永委員)

点字でやっていただく場合、多分、自動点訳されていると思うのです。ソフトの関係で、単語と単語の間が空いてなくて、非常に読みにくい点字が来る場合があるのです。せっかく点字で作られても、確認だけはされて、間違いのない点字で送っていただきたいと思います。間が空いていないと読みにくいことがあって、ときどき点字でいただいた文書でそういう部分が見受けられますので、確認していただきたいと思います。

(事務局)

了解いたしました。

(滝委員)

歯科医師会の滝と申します。よろしく願いいたします。10月の段階でご質問しませんでしたので、今回というわけではないのですが、今後もし同じようなことがあればということで、お聞かせください。

今、私が見ていますのは資料4-4なのですが、ほかのところにもあるのですけれども、資料4-4の「医療費について」中で、「障がいの原因として医療機関に通院・入院」と限定しておりますが、それで間違いなかったという確認を1点と、資料4-1の「調査規模」で、先ほどのご説明の中で、市内で手帳を持っておられる方が約3万人というお話で、その中の

5,100人を対象というお話でした。その中で、身体障がい、知的障がい等がここに分類されているわけですが、全体3万人の中の割合と伺いますか、相応されているのではなかろうかと思えます。発達障がいは約20人ということで、JOIN（ジョイン）の中でお話がありましたけれども、20人というのは随分少ないと感じましたので、今後、同様なアンケートをとる機会があった場合には、20人が相応の割合になっているのであればかまわないと思うのですが、参考にしていただければと思います。

（島崎会長）

ありがとうございます。滝委員、資料4-4の何番でございましたか。

（滝委員）

10ページの7番です。

（事務局：大倉）

資料4-4でみると10ページになります。

（島崎会長）

資料4-4の18歳未満の方とその家族へのアンケートで、10ページの7の「医療費について」のところでございますね。問30です。この文言について、これで問題はないのかというご指摘です。どのような表現だとよろしいでしょうか。

（滝委員）

「障がいを原因として」と書いてありますけれども、例えば公的な援助と伺いますか、医療費の窓口負担のものというのは、障がいを原因としているものに限定されてはいないと思えますので、例えば障がいのある方が風邪をひいて内科にかかるとか、虫歯になって歯科にかかるといったものをすべて含めて医療費としての負担増を感じているかどうかの調査なのか、障がいは病気ではないとすれば治療というより療育でやったりとか、もちろん、障がいをお持ちの方で通院されてお薬を飲んでいる方も大勢いらっしゃると思うのですが、その辺の聞き方が限定しているところに何か意味があるのでしょうかという確認でございます。

（事務局：大倉）

ここでの質問は、ここに記載のとおりで、障がいを原因とする医療費についてだけを問うております。委員がおっしゃるように、全体の生活具合を推し量る部分として、風邪もひけば、けがもするときという部分の医療費をつかむ必要はどうかという部分につきましては、そういう考えもあるかと思うのですが、この調査では、障がいを原因とした数字をつかみたいということで、そこに限定した質問とさせていただきます。

発達障がいの20というサンプルについてなのですが、もっととりたかったのですが、調査協力を求める段階で、すべてではないですが、手紙を送ってほしくない

か、協力をいただけない方もあったうえでということになっております。これですべてが分かるのかとは決して思っておりませんので、ほかの方法でというか、別な団体に聞く機会があれば、そういう意見を吸い上げることも必要なのではないかと考えております。

(滝委員)

ありがとうございました。

(島崎会長)

発達障がいの方の20人についてのご質問というご説明だったのですが、今日、角田委員がご都合で中座されていらっしゃるけれども、実際に当事者団体の代表をいらっしゃるということで、例えば角田委員のところにはいらっしゃる方の中には発達障がいなどいろいろな方がいらっしゃると思いますけれども、JOIN(ジョイン)に行っている方と必ずしもイコールになるかどうか分かりませんが、20人という数をできるだけ増やすという努力、この辺は滝委員がご指摘のとおりだと思います。間に合うようであれば、こちら辺はもう少し工夫ができませんでしょうか。厳しいところでしょうか。

(事務局：大倉)

少し検討させてください。考えられるとすれば、そういった団体で協力いただけるということになるのですけれども、アンケートとしての、JOIN(ジョイン)の利用者自体が無作為ではないのですけれども、直接聞く方法として、同じように扱っていいのかと今頭をよぎりましたけれども、ただ、多くの声を聞く必要があるという委員の皆様のご意見であれば、それは相談してみたいと思います。団体のほうに相談をして、アンケートに応じていただけるかということでお聞きしてみたいと思います。

(島崎会長)

JOIN(ジョイン)の利用者ということであれば、その時点で無作為抽出というよりも、かなり特定される方ということになると思うのです。JOIN(ジョイン)を利用している方で20人ということであれば、その時点ですでに個人を特定する形になると思いますので、無作為抽出ということですが、できるだけご協力をいただけるといいと思います。発達障がいについては、法律的にもまだまだ新しいわけですし、施策としても、具体的なサービスをどう計画の中に入れていくかということは、平成24年度以降になりますと大事なところになってくるので、それは欠くことができない部分だろうと思います。その部分は逆に岩崎委員や村井委員も情報をお持ちだと思いますので、情報をいただきながら、この委員の方々の関係の方にもご協力いただきながら、数を少なくとも3けたくらいに、3けたまでいくのは難しいかもしれませんが、20というのは確かに厳しい数字かなと思います。発送が直近になっていますので、厳しいかと思いますが、工夫、検討いただきたいと思います。滝委

員から非常に大事なところをご指摘いただけたとと思います。

ほかにございませんか。

(遁所委員)

質問ですけれども、身体障がい者手帳をお持ちの方で、65歳以上の方が約6割といわれていますが、障がいを持った方が65歳以上になった場合は障がいサービスを引き続き使えるという新潟市の従前保障というものがございましてけれども、介護保険を常に利用されていて、障がい者サービスを利用することができないという方に対しても、今回のアンケート調査を発送するというところでよろしいですか。

(事務局：大倉)

除外していないですよということですね。そこでは意図的に抜いてはいません。結果としてどういう人が選ばれたかは抽出次第になりますけれども、選ぶ段階で除いてはいません。

(島崎会長)

事務局の説明はそうだと思います。よろしゅうございますか。

ほかに、ご意見、ご質問等がありますか。

(中野委員)

三つのアンケートの中で共通しているのが一般就労の分野で、就労を希望するかしらないかの次のところですべての方にお聞きしますということで、「企業で一般就労するためにはどのような支援が必要だと思いますか」ということで、みんな同じように聞かれています。その中で、今、一般就労で、8時半から5時15分というのはほとんど難しいと思われまますので、交通機関の確保というか、例えばパートで、バスがすでに出てしまっていて、乗るバスがないという人の意見を聞いてみることも必要なのではないかという気がしますが、いかがでしょうか。

(島崎会長)

「あなたは就職（一般就労）を希望しますか」というところですね。事務局、いかがでしょうか。

(事務局：大倉)

資料4-4の場合、6ページの間21の部分で、選択肢の中にそういうものが必要だということでしょうか。すみません、そこまで気がつけがばよかったのですが、選択肢に入れませんでしたので、その他の欄に記載していただくことを期待したいと思います。1、2、3、4、5と同じようなレベルで交通機関の利便性などの選択肢があると回答しやすいのではないかというご意見ですね。

(斎藤委員)

問の18とどのようにさせていくかですね。問18では主に交通機関といったものを取り上げ

ていますけれども、その質問と問 21 の選択肢はどう関連ができるかと考えてみるとどうでしょうか。いい具合に絡み合わせられないかと。

(島崎会長)

問 18 の「外出するときに利用しやすくなったらよいと思うことや必要なことはありますか」ということで、交通アクセスについて、交通環境、移動環境についての質問があるので、そことリンクできないかという斎藤委員のご意見でしたけれども、「企業で一般就労するためには、どのように支援が必要だと思えますか」ということで、交通機関等のことがあるのではないかとという中野委員のご意見で、選択肢の中に入れていたらいいのではないかとということです。たまたま問 18 が隣にあって、その他に交通機関のことを書かれればいいのかと思えますけれども、ここは変更はできにくいということですか。

(事務局：大倉)

全く事務サイドだけの都合を申し上げますと、発送が迫っているということで、印刷を大量にしてあります。致命的なものでなければ、このまま発送させていただきたいと思えます。

(島崎会長)

確かに 10 月に事務局からご紹介いただいていますので、そのときに答えればよかったということに尽きるのではないかとと思えますが、大事なポイントだったなど。確かに障がいのある人が一般就労するときに、交通アクセスというのはかなり大事なことだとは思えます。その他のところに書いていただくことを期待するというので、今回はよろしゅうございますか。これを印刷し直すとなると大変なことになりますので、11 番「交通機関」とここに書き込むこと入れるというのはなかなか、ここは今後に生かすか、内部的に何かできるとしたらということでもよろしゅうございますか。

では、ここはそのようなことで、もやもやした感じですがけれども、よろしくお願ひしたいと思えます。

お気づきのところがありましたら最後にお出しいただきたいと思えます。

#### (4) 平成 22 年度 障がい福祉施策関係主要事業実施状況

(島崎会長)

それでは、次の議題に移らせていただきます。次第(4)「平成 22 年度障がい福祉施策関係主要事業実施状況」につきまして、これも今年度、市のほうで進めていただいている事業でございますが、これについてご説明をお願いいたします。

(事務局：佐藤)

資料 5 をご覧ください。時間が経過しておりますので、ごく簡単に説明させていただきます。

これにつきましては、3月に開催したこの委員会で、当初予算の関係で主要事業ということで、これと同じ7項目の説明をさせていただいたところです。その後、平成22年度に入っただのようなことをやっているかというものでございます。一つ目の「自殺対策事業」につきましては、先回のご説明の際には、平成22年度のところで380万1,000円という予算と、基金事業で1,905万4,000円あるのですが、県のほうの配分が決定していなくて、この数字が申し上げられなかったのですが、約1,900万円という大きな額が付き、合わせて2,285万5,000円になるのですが、それで事業を実施しております。

新聞等でも頻繁に報道されておりますが、新潟市は残念ながら、自殺率が政令市でワースト1ということで28.7、亡くなられた方が、233人ということで、本当に力を入れていかなければならない状況になっております。

実施事業のところを見ていただくと、通常、キャンペーンやフォーラムをやっておりますが、今年は「◎」に、全庁を挙げて防止対策に取り組んでいくということで、市長からの指示がございまして、7月に庁内の推進会議というものを立ち上げました。庁内のいろいろな部署で調べてみますと関係があるようなことをやっておりますので、そういうところにさらに力を入れるということと、庁内の行動計画のようなものを今年中にまとめていこうということでやっております。

あわせて、全職員にしっかりとこのような意識を周知していこうということで、人材育成の研修会を開いております。これは部課長204人、市役所でこれだけ集まる研修会はないのですが、そういったものや、窓口の担当、ファーストタッチするようなどの職員を対象に基礎編、実践編ということで研修をしております。

今後なのですが、かかりつけ医の医療関係者研修会を12月11日に開く予定にしております。あとは、電話相談の形で考えているのですが、なかなか人材がないということで、今、一生懸命探しながら、「こころといのちのホットライン（仮称）」ということで実施を考えております。それから未遂者調査も、現在、新潟大学医歯学総合病院、新潟市民病院等と詰めているところです。

次の②「精神科救急医療システム事業」につきましては、21年度までは、県内1ブロックでやっていたのですが、それを複数ブロック化するというで前回ご説明して、そのときに具体的なものがはっきりしていなかったのですが、5月から夜間救急が2ブロック化ということでやっております。それまでは、夜間ですと、県内1ブロックですから、月曜日から金曜日までは長岡にある県立精神医療センター、土曜日は県立小出病院、日曜日は新潟市内の8病院がさらに輪番で回しているという状況だったのですが、5月から、県内を二つに分けて、県北・新潟・佐渡地域を北圏域、県央・魚沼・上越を南圏域という形で分け2ブロック化して、

少しでも利用しやすいようにしたところがございます。ただ、残念ながら、完全2ブロック化ということには、夜勤をしなければならないということで医師の数をなかなか確保できませんで、水、木、金は相変わらず長岡の県立精神医療センターでということで、そのほかの月、火、土、日は県北と新潟市内の病院で輪番で回しているという状況でございます。

分けたことによって、電話での相談や来院も急に増えております。これは県と共同の事業でやっておりますが、医師、病院長などで構成している精神科救急医療システム連絡調整委員会でさらに充実できないかを検討していくということになっています。ただ、医師が少ないということで、相当厳しい状況でございます。

次に③「発達障がい者支援体制整備事業」ということで、発達障がい支援センターを1月12日に開設しました。ここに、平成22年4月1日から9月30日までの実績を出しております。実施状況のところ、相談支援として実支援人数で249人、延べ相談件数で913件となっております。特徴的なところは、約半数、40%を超えておりますが、19歳以上の方の相談ということで、やはり家庭生活、就労に関する相談が多くなっている状況でございます。いろいろと課題がありましたが、嘱託医等医師による専門的相談のコマも設けてほしいということがありまして、今、月最大8コマで医師に来ていただける体制になっております。

次に④「障がい者地域自立支援協議会」の関係です。平成22年度の実施状況を見ていただきたいのですが、特徴的なことは、昨年までは全市一つでやっていたのですが、今年から各区ごとに自立支援協議会を立ち上げ、3か月に1回の割合で開催していただいております。そこで大きな問題等を全体会ということで、半年に1回開催していくという予定にしております。さらに、子ども部会、これは障がい児の支援体制について、ライフステージごとの課題等を議論するというので、こども部会、権利擁護部会を2か月に1回ということで開催しております。重症心身障がい児(者)のワーキングというので、これについてもいろいろと検討を始めている状況になっております。

⑤「障がい者職業能力開発プロモート事業」でございますが、これは従来と同じような形で事業をしておりますが、下の欄の真ん中あたりに、「体験会(新規)」というものと、「事業主向けセミナー(新規)」というものが書いてありますが、今回、特別支援学級、特別支援学校の生徒さんを対象に、実際に総合福祉会館全体を使いまして、いろいろな福祉施設で行われている作業や仕事について経験してもらうような体験会をしました。それから、事業主向けセミナー(新規)」ということで、事業主の意見は非常に大切だということで、障がい者の雇用企業や福祉施設の視察等を、これは県の雇用開発協会と共催で開かせていただいております。今後、シンポジウムやセミナー等をやってまいるということでございます。それから、事業主向けのガイドブックの作成も予定しております。

次に⑥「障がい者ITサポート事業」につきましては、今年度までの3か年の試行事業ということでやっておりますが、これが最終年度ということになります。うちのほうとしては今回総括をして、またやっていきたいと思っております。

最後の「障がい者相談支援事業」ですが、これは8区全部に配置出来ましたし、機能強化ということで、複数相談員を配置しているところを1か所増やしているということです。相談件数を見ていただきたいのですが、パーセンテージでは24%くらいの増になっていると。これは事業所が増えているということもございますので、このような数字になっていますが、相談件数は増えているということもございます。

走り走りの説明で申し訳ございませんが、以上でございます。

(島崎会長)

ありがとうございました。

ご説明いただいたところで終了時間の5時半になってしまったのですが、私の進め方が、時計を見ないで進めてしまって申し訳ございません。いかがでしょうか、今、事務局から主要事業の実施状況についてのご説明をいただきましたけれども、お聞きになりたいこと、ご意見等がございましたら、時間が限られているところで恐縮でございますが、ご意見、ご質問はいかがでしょうか。

(松永委員)

プロモート事業のところパンフレットというお話がありましたけれども、それは、例えば視覚障がい者の就労など、その辺のところの文章はこれから作られるのでしょうか。そういうことはあるのでしょうか。障がい者といっても、いろいろと状況が違うわけですが、その辺のところはいかがでしょうか。

(事務局：佐藤)

最後に申し上げた事業主向けのガイドブックということですね。

(事務局：小柳)

介護給付係の小柳と申します。

事業主向けのガイドブックにつきましては、まずは各事業主さんのほうに労働政策的なところの助成金の関係ですとか、相談窓口など各機関に分かれている部分がありますので、そういうものを総合的に紹介するようなガイドブックと、そこに実際に成功体験をやられている企業さんの紹介を入れさせていただくイメージで考えております。今、広くある施策の紹介をさせていただくようなガイドブックを計画しております。

(松永委員)

私の立場でいうと、途中で失明した人の再就職を考えると、新潟の場合、企業の方々の



協力が非常に少ないと思うのです。大都市へいけばそれなりに分かっていたけるのですけれども、そういう意味で、地元企業に視覚障がい者の就労をもっと考えていただくには、その辺をご理解いただくパンフレットをぜひ作っていただきたいと思いますので、よろしく願います。

(島崎会長)

ありがとうございます。

松永委員は全国レベルでの情報をお持ちでいらっしゃると思いますので、その辺、パンフレット、ガイドブックのところで工夫して、共同で作成をしていただければと思います。

(事務局：小柳)

分かりました。

(島崎会長)

時間になりましたので、特にお急ぎのものがなければ、主要事業の実施状況については、このところはどうかのだろうと思うところが委員の皆様にございましたら、障がい福祉課にお問い合わせ、ご照会いただくことでご説明いただいたり、資料等をいただけるということで対応いただけますので、今日の議事については終わらせていただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

(事務局：佐藤)

事務局としてもそのようにしていただければと思っております。

(島崎会長)

ありがとうございます。

時間が過ぎたところで、皆様にご迷惑をおかけしましたけれども、以上で予定された議事は終了いたしました。

事務局に進行をお返ししたいと思います。

今日は長い時間、お疲れさまでございました。ありがとうございます。次の会がどうなるのかということも含めて事務局からご説明いただきたいと思います。よろしく願います。

(事務局：佐藤)

今年度の予定としては、3月ころに、先ほどのアンケート調査の結果の報告、一番最初にやりました基本条例をもう少し煮詰めるような形のもの、それから、研修会などをやれるのであれば、年内、年度内ということなので、その間に挟むので、皆様にご出席いただき、そういったところを踏まえて3月にもう少し議論を深められればと思っておりますので、どうぞよろしく願います。